

町からのお知らせ



公衆浴場 営業日変更のお知らせ

公衆浴場の営業日について、次のとおり4月～10月期の営業日となりますので、お知らせいたします。確認の上、ご利用ください。

＜興部町公衆浴場＞

期 間	営 業 時 間	定 休 日
4月～10月	午後5時～午後9時	日曜日
11月～3月		火・木・日曜日

※不明な点は、興部町公衆浴場指定管理者 興部環境事業組合
(担当窓口 Tel82-2015 長坂)までお問い合わせください。

町の施設における指定管理者の指定について

町では、下記施設における平成29年4月1日からの指定管理者を指定いたしましたので、お知らせいたします。

各施設の利用に関するお問い合わせなどは下記の担当にご連絡下さい。

施 設 名	指定管理者名等	指定管理 する期間	指定管理者が 行う主な業務
興部町福祉保健総合センターのうち、老人デイサービスセンター及び高齢者生活支援ハウス部門	社会福祉法人 興部町社会福祉協議会 会 長 櫻木トモ枝 【担当】 事務局長 高橋幸大 連絡先 82-3300	平成29年 4月1日) 平成32年 3月31日	・老人デイサービス事業及び高齢者生活支援ハウス事業の運営 ・老人デイサービス及び高齢者生活支援ハウスの施設全体の維持管理 ・利用料金等の収受

【指定管理者制度とは】

指定管理者制度は、従来の管理委託制度に代わって、多様化する住民ニーズに、より効果的かつ効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力やノウハウを幅広く活用しつつ、住民サービスの向上や経費の節減等を図ることを目的として設けられたものです。

興部町農業委員会委員の募集について

農業委員会等に関する法改正に伴い、農業委員は、公選制から推薦・公募により町長が議会の同意を得て任命する方法に変更されました。

興部町では、現農業委員任期満了後の7月20日から新たに選任、任命される農業委員を募集します。

◎ 募集の内容

1. 募集の農業委員数 ～ 10名
2. 募集期間 ～ 平成29年3月21日(火)から平成29年4月20日(木)まで
3. 任用期間 ～ 平成29年7月20日から平成32年7月19日まで(3年間)
4. 報 酬 ～ 町条例の規定に基づき支給

◎ 主な職務内容

1. 農地の権利移動や転用に係る許可等の決定及び審議(総会)並びにこれらに関連する現地調査
2. 農地等の利用の最適化(担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進)に係る現地調査、指導及び監視業務
3. 農業者からの相談対応及び農業者への助言指導

◎ その他詳細事項

- ・推薦される候補者及び一般応募者の資格
- ・推薦及び応募方法
- ・推薦される候補者及び一般応募者に関する情報の公表
- ・選考方法

※上記詳細につきましては、興部町農業委員会事務局の窓口に備えておりますが、興部町ホームページからもダウンロード(様式含)できます。

◎ 提出先及び問い合わせ先

〒098-1692
紋別郡興部町字興部710番地
興部町農業委員会事務局 (興部町役場 2階)
Tel 82-2133 (直通)

◇興部町ホームページ: <http://www.town.okoppe.lg.jp/cms/>

健康推進係からのお知らせ

1. 広域紋別病院精神科巡回診療について

興部町での診療日程は次のとおりです。原則、予約が必要となりますので、診察を希望される方は事前に電話等により、直接広域紋別病院へお申し込みください。

(1) 対象者 ところの健康に関してお困りで医療機関への通院が困難な方

(2) 巡回日程 原則毎月1回 水曜日

実施場所	4月	5月	6月	7月	8月	9月
福祉保健総合センター「きらり」 内 診察室	5日(水)	10日(水)	7日(水)	5日(水)	2日(水)	6日(水)
※時間は各月 14:00~となります。						

(3) 費用・支払方法

保険診療となりますので、必ず保険証を持参してください。

診療費は後日ご自宅に送付する納入通知書により最寄りの金融機関又は広域紋別病院会計窓口でお支払いください。

また、次のものをお持ちの方は併せてご持参ください。

- ・広域紋別病院の診察券
- ・自立支援医療（精神通院医療）の受給者証及び管理票
- ・他の公費負担受給者証

(4) 予約受付期間 月曜日から金曜日まで 14:00~17:00

(診療日の前週の金曜日まで)

(5) 予約申込先 広域紋別病院（〒094-0007 紋別市落石町1丁目3番37号）

TEL 0158-24-3111

2. わくわく親子遊び教室のご案内

～子どもの成長発達を意識したふれあい遊びの大切さについて考えよう～

子どもの心身の健やかな成長過程には、“親子のふれあい”はとても大切な要素で、お母さん、お父さん、一番身近な家族とのふれあいは、子どもの心を満たし、その安心感に包まれた中で豊かな心の成長を育んでいきます。

親子遊び教室では、子どもの成長段階を意識した関わり方の工夫について今一度振り返りながら、親子遊びの紹介と実践をします。

お子さんと一緒に楽しく遊んで、心温まる時間を一緒に過ごしましょう。

(1) 対象者 **おおむね1歳～就学前のお子さん**

(2) 内容 ミニ講和：(仮)子どもの成長発達を意識した関わり方の工夫
紹介・実践：手遊びやリズム遊び など

(3) 日時 **3月23日(木) 10:00~11:00**

(4) 会場 **図書館2階「キッズひろば」**

(5) 参加料 **無料**

(6) 講師 **くらしネットオホーツク 指導員 佐藤 直美 氏**

(7) 申し込み・問い合わせ ~ 福祉保健課 健康推進係 TEL82-4170

参加ご希望の方は、3月21日(火)までに、上記までご連絡ください。

住所変更に伴う児童手当の届出について

このようなときには届出が必要となります

○他の市区町村に住所が変わるとき

転出により、受給者の住所が他市区町村に変わる場合には、興部町での児童手当の受給資格が消滅するので「受給事由消滅届」の提出が必要です。転入先の市区町村で引き続き手当を受けるためには、新たに「認定請求書」の提出が必要になります。

○児童と別居する等、児童の養育状況が変わったとき

同居している児童が学校の寮に入るため別居するなど、児童の住所が変更になるときは「別居監護申立書」の提出が必要です。また、単身赴任などにより他市町村へ転出する際には「受給事由消滅届」が必要となります。

※注意事項

- ・15日特例＝児童手当は原則、申請した月の翌月分から支給されますが、誕生日や転入した日（異動日）が月末に近い場合、申請日が翌月になっても異動日の翌日から15日以内であれば、申請月分から支給します。申請が遅れると、原則、遅れた月分の手当を受けられないので手続きが遅れないようご注意ください。（認定・額改定時に有効）

◇提出先及び問い合わせ先 ~ 福祉保健課 社会福祉係 TEL82-4120

ひまわり基金法律事務所無料法律相談（事前予約制）のお知らせ

紋別市に開設されております「ひまわり基金法律事務所」では、興部町において毎月1回の無料法律相談を実施しています。もし身近に法律に関する問題がありましたら、この機会に相談してみたいはいかがでしょうか。是非お気軽にお申し込みください。

- ・日時 **4月4日(火) 午前10時~12時(一人30分程度を予定)**
- ・場所 興部町中央公民館
- ・相談内容 法律相談全般
- ・事前予約 相談には『事前予約』が必要となります。
予約状況によっては予約の受付ができない場合があります。
- ・相談担当 紋別ひまわり基金法律事務所 弁護士 田村 秀樹
- ・電話予約 紋別ひまわり基金法律事務所 TEL0158-26-2277

平成29年3月15日で
町内・町民の

交通死亡事故ゼロ3499日
スピードダウンとシートベルトの全席着用

3500日まであと1日です!
【達成日:平成29年3月16日】

